**平成２３年（フ）第１６０２８号**
千葉県浦安市堀江５丁目11―32
債務者　矢沢　利晃
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１６０２９号**
東京都足立区中川２丁目14―14
債務者　牧野　力藏
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１６０３１号**
東京都大田区蒲田２丁目２―15―602
債務者　谷口　啓二
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１６０３２号**
神奈川県川崎市多摩区南生田１丁目６－２－202
債務者　福岡　優子（旧姓平間）
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１６０３５号**
東京都台東区西浅草３丁目７－７―402
債務者　渡邉　有紗
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１６０３６号**
東京都足立区六木１丁目５－２―204
債務者　竹内　俊一
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１６０３７号**
東京都足立区六木１丁目５－２―204
債務者　竹内　信子
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１６０３８号**
埼玉県新座市石神２丁目４－５
債務者　窪田　優子
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１６０３９号**
東京都江戸川区中葛西４丁目８―15―712
債務者　田中　敏子
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１６０４７号**
東京都品川区上大崎３丁目５－８―905
債務者　大西　明生
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１６０４９号**
東京都足立区西新井１丁目33―２―102
債務者　後藤　美治
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１６０５０号**
東京都大田区南六郷１丁目３－３―103
債務者　村上　正行
1　決定年月日時　平成23年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１６０５４号**
東京都東久留米市下里５丁目16―21
債務者　阿部　通枝
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１６０６７号**
東京都三鷹市深大寺２丁目40―33―105
債務者　原島　真弓
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１６０７１号**
神奈川県川崎市麻生区王禅寺西５丁目３－５―202
債務者　岩川　與一
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１６０７２号**
東京都練馬区貫井２丁目21―11　吉原方101
債務者　石川あゆみ
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月24日午後２時
東京地方裁判所民事第20部